随意契約結果書

伊藤田当年第四	物品等の名称 及び数量	一般国道175号西脇北バイパス事業に係る発掘調査出土品整理事業
要約 締 結 日 令和 7年 6月 5日 契約の相手方の 氏名及び住所 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) 本業務は、西脇北バイパス計画区域内の津万井近世窯跡及び上戸田遺跡の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による参編の施行)第2項に基づき、地方公共団体の機関で発掘調査出土品を整理するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の	兵庫国道事務所長 南 知之
		令和 7年 6月 5日
(消費税及び地方消費税含む) 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) 本業務は、西脇北バイパス計画区域内の津万井近世窯跡及び上戸田遺跡の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、地方公共団体の機関で発掘調査出土品を整理するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は兵庫県教育委員会が実施すると定めている。以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。		兵庫県教育長
(消費税及び地方消費税含む) 本業務は、西脇北バイパス計画区域内の津万井近世窯跡及び上戸田遺跡の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、地方公共団体の機関で発掘調査出土品を整理するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	(消費税及び地 方消費税含む)	¥19,082,832-
本業務は、西脇北バイパス計画区域内の津万井近世窯跡及び上戸田遺跡の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、地方公共団体の機関が行う事業に係る埋公共団体の機関が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は兵庫県教育委員会が実施すると定めている。以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	(消費税及び地	
	随意契約によることとした理由	ついて、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、地方 公共団体の機関で発掘調査出土品を整理するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関が行う事業に係る埋 蔵文化財の調整及び発掘調査は兵庫県教育委員会が実施すると定めている。
備考	備考	